

神戸市教職員組合との交渉議事録

1. 日 時：令和 8 年 5 月 13 日（水）14：00～14：10
2. 場 所：総務課会議室
3. 出席者：
（市）教職員給与課長、教職員給与課労務制度係長、他 1 名
（組合）書記長、他 2 名
4. 議 題： 特殊勤務手当の見直し・有料道路の認定対象者の変更について
5. 発言内容：
（市）皆様方におかれましては、日頃から、様々な取り組みについて、ご理解・ご協力をいただき、あらためて感謝申し上げます。
さて、本日は、「特殊勤務手当の見直し」と「有料道路の認定対象者の変更」について、ご提案させていただきます。
お手元のほうにお配りしております「特殊勤務手当の見直しについて（案）」をご覧ください。
まず「1. 概要」でございますが、中学校部活動の地域展開「コベカツ」に伴い、コベカツクラブが参加する大会に教職員が従事する場合の特殊勤務手当を新設いたします。また新設する手当との均衡を図るため、対外運動競技等引率に係る特殊勤務手当の時間区分を見直しいたします。
「2. 実施内容」でございますが、はじめに「（1）コベカツクラブが参加する大会に係る手当の新設」につきまして、①大会の企画・構築等の事前準備に係る職務に対する手当および②大会当日の運営に係る職務に対する手当の 2 つを新設いたします。
①大会の企画・構築等の事前準備に係る手当につきましては、大会の事前準備行為に係る職務を行う期間において児童生徒課と兼務発令を行い、指導主事手当として従事期間 1 月につき 5,000 円を支給いたします。
②大会当日の運営に係る手当につきましては、大会当日に審判等の大会運営の職務に当たった場合に、時間数に応じて日額手当を支給するものとなります。
次に「（2）対外運動競技等引率に係る手当の時間区分の見直し」についてでございますが、今回新設する大会当日の運営に係る手当との均衡を図るため「8 時間程度」の時間区分を「6 時間以上」に見直しを行います。
「3. 実施日」でございますが、令和 8 年 6 月 1 日といたします。なお、新設するコベカツクラブが参加する大会に係る 2 つの手当については、令和 11 年 3 月 31 日までといたします。
次に、お配りしております「有料道路の認定対象者の変更について（案）」をご覧ください。
「1. 概要」でございますが、学校園で働く全教職員の働き方改革を推進するとともに、チーム学校として学校園が一体感を持って働ける職場環境づくりに資するため、

有料道路の認定対象職員を拡大いたします。

「2. 実施内容」でございますが、六甲北有料道路、阪神高速神戸山手線、第二神明道路の認定対象につきまして、従来の「教員のみ」から「全教職員」へと変更いたします。なお、各有料道路の認定要件および指定公署要件に変更はございません。

「3. 実施時期」でございますが、令和8年6月1日といたします。なお、実際の支給につきましては、原則として7月例月給与において遡及して支給いたします。

私どもからは以上でございます。

(組合) ご提案ありがとうございます。まず「特殊勤務手当の見直しについて」で質問がございます。(1) ①「大会の企画・構築等の事前準備に係る職務に対する手当」の対象者は具体的にどういった方を想定していますか。

(市) ただいま書記長より、ご質問いただきました対象者につきまして、回答させていただきます。対象者といたしましては、中体連の本部役員、各競技副部長、審判部長、庶務担当、会計担当等を想定しております。

(組合) 各種目副部長をはじめ、役員の先生方は大会当日だけでなく、事前準備、事後処理に相当な時間を割いております。また、神戸市だけでなく県の中体連で役員をしている教員もおります。このたび手当がついたことはありがたいですが、対象者や手当額、実施時期が適切かどうか実施後も検討していただきたいと思っております。

「有料道路の認定対象者の変更について」の質問はございません。教職調整額の変更など教員の処遇改善があった中、事務職員の処遇改善がなかったことを課題に思っております。今回の変更のように、教員だけでなく、事務職員、技術職員におきましてもチーム学校の一員として引き続き処遇改善が進むことを願います。

本日提案いただいた件は、持ち帰り協議いたします。